

平成31年2月26日

第20回村上市農業委員会会議録

第20回村上市農業委員会定例会を平成31年2月26日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

2番	阿部正一	3番	増田嘉美
4番	加藤孝平	5番	石山章
6番	遠山久夫	7番	池田千秋
8番	本間サヨ子	9番	中山和衛
10番	遠藤俊樹	11番	斎藤博
12番	佐藤健吉	13番	斎藤文夫
15番	稲葉浩之	16番	菅原隆雄
17番	大野章	18番	村山美恵子
19番	船山寛	20番	本間裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

1番	鈴木いせ子	14番	板垣栄一
----	-------	-----	------

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第4号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について

議案第5号 村上市農業委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について

議案第6号 村上市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程(案)について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	鈴木美宝
事務局次長	小川良和
事務局副参事	佐藤俊一
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時30分 事務局長(鈴木美宝君) 皆様、ごめんください。定刻の時間よりも若干早いんですが、予定されている委員の皆様お集まりですので、これから第20回村上市農業委員会定例総会

を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員をご報告いたします。1番、鈴木いせ子委員、別な会議に出席のため今日は欠席となっております。それから、議席番号14番、板垣代理、体調不良ということで、今日突然だったんですが、欠席をさせていただきますということで先ほど連絡が入りました。では、20名のうち18名の出席になります。村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長からご挨拶お願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

では、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長からお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号8番、本間委員、議席番号9番、中山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 最初に、報告。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局から報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明いたします。

ページめくっていただきまして、1ページのほうをごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、今回は2件ございます。まず初めに、番号1番、申請人、村上市桃川__番地__、____、土地の表示、桃川字野地山__番__、地目、台帳、畑、現況、雑種地、面積321平米外2筆を計3筆で572平米、申請事由、申請地は、二十数年前より耕作しておらず、現在は雑種地化している。このため、農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号2番、申請人、村上市川端__番地__、____、土地の表示、猿沢字下谷地__番__、地目、台帳、畑、現況、宅地、面積188平米、申請事由、申請地は、隣地に約25年前に住宅を建築をしたときから前面道路へ出るための通路敷として使用してきた。このため、農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。ページめくって2ページごらんください。番号1番、____申請の場所です。地図中央に描かれているのが神林地区桃川集落になります。地図下段のほうに国道290号線が走っており、今回の申請地は桃川集落の東側寄りの国道290号線より北側のところにあります3筆になりまして、住宅地の中にあるのが__番__、そこから東のほうのところにある2筆が__と__で、それぞれ太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

続きまして、番号2番、地図に描かれているのが朝日地区の猿沢集落と上野集落になります。今回の申請場所は、日本海東北沿岸自動車道朝日まほろばインターから国道7号線に抜ける県道小揚猿沢線脇のところにありまして、地図中央、ちょっと太く線のような形で示されている場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石山 章君） ないようでありますので、それでは議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 4ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。今回は、使用貸借4件、贈与1件、売買1件、合計6件の案件で

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。番号1、貸人、村上市春木山___番地、___、借人、村上市春木山___番地、___、土地の表示、荒島字前坪___番__、現況地目、田、地積1,979平米、田がほかに15筆、畑がほかに7筆ございます。合計23筆、合計地積17,382.77平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、10年間で無償です。

次に、5ページをごらんください。続きまして、贈与案件1件について説明いたします。番号5、譲渡人、新潟市中央区米山__丁目__番__号、___、譲受人、村上市海老江___番地__、___、土地の表示、海老江字太郎助島___番__、現況地目、田、地積511平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。お二方の関係性ですが、___さんの亡くなったお母さんの実家が___さんのお宅だそうです。

次に、売買案件について説明いたします。番号6、譲渡人、村上市桃川___番地__、___、譲受人、村上市上助瀬___番地__、___、土地の表示、桃川字大堰平___番__、現況地目、畑、地積1,004平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、契約の内容、対価としまして___円、10アール当たり___円です。

場所の説明をします。6ページをごらんください。番号5、贈与案件の場所です。荒川地区海老江地内、荒川河口付近です。図面中央、国道345号線と烏川、乙大日川の合流部に挟まれた農地が申請地___番__です。

次に、7ページをごらんください。番号6、売買案件の場所です。神林地区桃川地内です。集落に沿って国道290号線があります。国道沿いにある___さんの事務所裏手百川沿いにあるのが申請地、___番__です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した6件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満

たしていると考えます。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号につき質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。6番の件の____さんの土地を____さんが購入という案件なんですが、この10アールの畑を____円という細かい単価まで出している。この理由をお聞かせいただければありがたいんですが。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 税の評価額から算出したものと聞いております。

○議長（石山 章君） 増田委員、よろしいですか。

○3番（増田嘉美君） はい、了解しました。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

○議長（石山 章君） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、8ページのほうをごらんください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1番、貸人、村上市福田__番地__、____、借人、東京都品川区大崎__丁目__番__、____、代表取締役、____、土地の表示、福田字十日市__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積708平米、転用の目的、店舗敷地拡張、契約については賃貸借権の設定、農地区分といたしましては、第3種農地、備考といたしまして、申請者はコンビニエンスストアを全国展開しております。このたび既存店が国道と県道の角地で大型車等の需要が多かったが、駐車スペースが狭く不便であったため、店舗の改築に合わせ敷地を拡張するため転用するものです。なお、申請地は、上下水道の埋設された道路に接しており、500メートル以内に医療機関及び教育施設（小学校）があるということでございます。転用の事業の計画ですが、既存面積1,565平米と今回拡張する面積1,190平米、合計2,755平米のところにて213平米の店舗を建設し、残り駐車場31台分と雪捨て場等で利用されるということでございます。

番号2番、貸人、村上市福田__番地__、____、借人、東京都品川区大崎__丁目__番__、____、代表取締役、____、土地の表示、福田字十日市__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積482平米、ほか転用目的から備考については、番号1番と同じになっております。なお、通常で

あればここで皆さんに契約のところで10アール当たりとか月当たりの賃借料をご案内しているところですが、_____さんのほうに確認したところ、個別な案件については非公開としておるということで、個別の案件の情報は教えていただけなかったんですけども、この敷地、今回事業を当たるに当たって、全面積当たりの年間の賃借料は_____ということで事業計画のほうは上がってございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。9ページごらんください。地図中央に国道345号線、そこに交差する形で県道塩谷福田線が走っております。塩谷福田線のところの沿いに砂山小学校があります。今回の申請場所は、その砂山小学校と国道345号線の間にある太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。小学校寄りのところが__番__、その隣が__番__ということになります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、質疑の前に、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

10番、遠藤委員。

○10番（遠藤俊樹君） 10番、遠藤です。じゃ、現地確認の報告をいたします。

神林地区では、2月の15日金曜日に神林支所第1休憩室において、農業委員4名、推進委員4名、事務局からは小川次長が出席。まず初めに、事務局より資料に基づき説明を受けました。その後現地に移動し、_____の立ち会いのもと申請内容等について確認を行いました。なお、申請地は、図面にもありますが、福田地内の国道345号線と県道塩谷福田線の角地十文字のコンビニエンスストアがあった敷地に隣接する農地です。今回の転用目的は、以前のコンビニエンスストアの敷地では手狭で大型車両等の利用に支障を来すことから、店舗を新設するに当たり、店舗の敷地を拡張するものです。なお、申請地の一部を既存の高さまで埋め立てを行うものの、土砂の流出等を防止するため、のり面の土盛りをし、建物は拡張となる該当地の位置から約3メートル離れて設置されるということでした。このことから農地への影響は少ないものと考えられ、神林地区として許可相当という意見となりましたので、ご報告申し上げます。

なお、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明、報告のあった件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第2号を許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当に決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長(園部和枝君) それでは、10ページをごらんください。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が10件、賃借権の設定が111件、所有権移転の売買は7件、合計128件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましては、それぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸人、村上市坪根__番地、____、借人、村上市坪根__番地、____、土地の表示、坪根字上川原__番、地目、畑、地積167平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が5年間、再設定となりまして、改良区費は借り人負担です。ページのほう進みまして12ページ、番号10番までが使用貸借の案件となります。

次に、賃借権の設定です。番号11番、貸人、村上市岩船三日市__番__号、____、借人、村上市岩船三日市__番__号、____、土地の表示、岩船字渦端__番、地目、田、地積4,037平米外2筆、計3筆4,982平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり__円、再設定となりまして、改良区費は借り人負担となります。ページのほう進みまして40ページ、番号121番までが賃借権の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号122番、譲渡人、村上市門前__番地、____、譲受人、村上市山辺里__番地、____、土地の表示、門前字大田__番__、地目、田、地積1,235平米、売買による所有権の移転となります。対価が__円、10アール当たりは__円となります。

番号123番、譲渡人、村上市名割__番地__、____、譲受人、村上市中野__番地、____、土地の表示、名割字高柳__番、地目、田、地積5,191平米、売買による所有権の移転となります。対価が__円、10アール当たりは__万円となります。

次に、41ページ、番号124番、譲渡人、村上市大津__番地__、____、譲受人、村上市荒川縁新田__番地__、____、代表取締役、____、土地の表示、大津字石橋__番__、地目、田、地積2,616平米、売買による所有権の移転となります。対価が__円、10アール当たりは__円となります。

番号125番、譲渡人、村上市大津__番地__、____、譲受人、村上市荒川縁新田__番地__、____、代表取締役、____、土地の表示、大津字石橋__番、地目、田、地積5,030平米外1筆、計2筆7,436平米、売買による所有権の移転となります。対価が__円、10アール当たりは__円となります。

番号126番、譲渡人、神奈川県茅ヶ崎市鶴が台__番__号、____外5名、譲受人、村上市荒川縁新田__番地__、____、代表取締役、____、土地の表示、金屋字

鳴侍__番、地目、田、地積5,003平米外4筆、計5筆20,453平米、売買による所有権の移転となります。対価が_____円、10アールあたりは__円となります。

番号127番、譲渡人、大阪府豊中市曾根東町__丁目__番__号__、____、譲受人、村上市荒川縁新田__番地__、____、代表取締役、____、土地の表示、大津字諏訪木__番__、地目、田、地積2,145平米外2筆、計3筆4,571平米、売買による所有権の移転となります。対価が_____円、10アールあたりは約__円となります。

次に、42ページ、番号128番、譲渡人、村上市今宿__番地__、____、譲受人、村上市今宿__番地__、____、土地の表示、今宿字鍋作__番__、地目、田、地積437平米、売買による所有権移転となります。対価が_____円、10アールあたりは__円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。43ページをごらんください。番号122番、図面中央横に県道大栗田村上線があります。村上地区門前集落へ向かって北側に太く囲ってありますのが申請地です。

次に、44ページ、番号123番、図面左側に荒川地区中野集落があります。集落東側の市道のそばに太く囲ってありますのが申請地です。

次に、45ページ、番号124番、125番、図面上部に荒川地区鳥屋集落があります。集落の南側に太く囲ってあります3筆が__番__、__番__、__番__の3筆が今回の申請地です。

次に、46ページ、番号126番、図面左側縦に日本海沿岸東北自動車道があります。中央付近には鳥川があります。その間に太く囲ってあります2筆と次のページ、47ページ、図面左側に日本海沿岸東北自動車道と県道新潟新発田村上線があります。その交差している付近に太く囲ってあります3筆が申請地となります。

次に、48ページ、番号127番、図面左側に荒川地区中倉集落があり、図面上部には大津集落があります。その集落の間に位置する太く囲ってあります2筆と次のページ、49ページ、図面中央に荒川地区大津集落があり、集落の北側に小さく太く囲ってありますのが申請地です。

次に、50ページ、番号128番、図面左側に神林地区今宿集落があります。図面中央横に県道岩船町停車場有明線の道路沿いに太く囲ってありますのが今回の申請地です。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 最初に、議案番号113番について審議いたしますので、議席番号__番、__委員、議席番号__番、__委員ともに議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（__番 _____君退席）

（__番 _____君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号113番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石山 章君） 異議なしの声がありますが、承認することに決定してもよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号113番承認することに決定いたしました。
（__番 _____君着席）
（__番 _____君着席）

○議長（石山 章君） ____委員、____委員、番号113番につき承認することに決定いたしました。
それでは、113番を除き質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤ですが、ちょっとお聞かせいただきたいんですが、これ受け付け段階なのかと思うんですが、使用貸借の件なんですけども、今回10件あります。それで、再設定がほとんど余計なんですけども、結構大きな面積を、特に我々が想像するに、荒川とか神林のいい圃場で使用貸借ということになっておるんですが、賃貸までいかなくても耕作無料でもしていただきたいという貸し借りの状況なんていうのか、その辺受け付けの時点で、我々もこれから活動していく段階でいろいろ賃貸とか使用貸借のほうについて指導していかなければならない状況もありますので、今回10件あって、中には無料で貸して、そして土地改良費貸し人負担なんていうところもありますし、その辺の受け付けの段階で状況はどういうふうになっているものかちょっとお伺いしたいんですが。

○事務局係長（園部和枝君） 1番なんですけれども、こちらについてはこの後賃貸借のほうもありまして、あわせた形で賃貸借をしている筆もあり、無償で管理している筆もありというような案件になりますし、2番については今までも、こちら新規になりますので、今までは自分で自己保全管理としてやってきたんですけれども、ちょっと管理するのが大変になってきたというところで、近くを耕作している耕作者の方に依頼するようになったような案件になっています。

3番についても、貸し人の方が持っていらっしゃる農地を全体的に借りているんですけれども、場所によってはちょっと耕作できない場所もあるということで、分けた形で契約している案件になっています。一応受け付けの段階で聞いているものについてはそのような内容です。

○議長（石山 章君） 12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 恐らく筆の小さいとかあるいはリースにするとかそういういろいろな条件があつてこういうふうになっていると思うんですけども、結構大きな面積を使用貸借というようなこと出てきていると、もう既にそういうふうには貸し借りというものは流れてきているのかなというところがあつて、私も今集落のほうに入っているいろいろこれから土地改良とかいろいろなことをしなければ借りてくれる人もいませんよというようなところも説明しているんですけども、もう既にそういうことが始まっているのかなということのあれだったもんで今したんですが、結構1筆で1,000平米なんていうところもあるもんだから、その辺のこと。普通賃貸になるのかなという考えし

たんですが、その辺のことを聞いた中で、細かいところはあれですけども。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。なお、この受け付けについては、各支所で受け付けていただいておりますので、特にこの使用貸借通常と異なるような件については支所のほうでまた受け付ける段階で確認してこちらのほうに、本庁のほうにその内容等について連絡していただくように話をしておきますので、了承願いたいと思います。

大変失礼いたしました。議案番号120番、__委員の案件がありますので、これを除いて質疑お願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようであれば、議案番号120番を除いて承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号120番除きまして承認することに決定いたしました。

次に、議案番号120番につき審議いたしますので、__番、____委員議事に参与できませんので、退席のほうお願いいたします。

（__番 _____君退席）

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 番号120番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号120番、承認することに決定いたしました。

（__番 _____君着席）

○議長（石山 章君） __委員、大変失礼しました。番号120番、承認することに決定いたしました。

議案第4号 村上農業振興地域整備計画の変更に係る村上市農業委員会の意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、51ページごらんください。議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について。今回は5件ございます。まず初めに、番号1番、申請人、村上市山辺里__番地、____、土地の表示、山辺里字定ノ下__番__、地目、台帳、現況とも田、地積2,204平米のうち199.8平米、変更区分、用途区分の変更、変更目的、農業用施設用地、変更の内容、申請者は8.8ヘクタールの農業経営を営んでおります。これまでの農作業場は集落内にあるため、粉じんや騒音等の解消が近々の課題であったことから、当該地に新た

に農作業場を設置するため計画を変更するものです。計画の内容ですが、農作業場（木造2階建）、建築面積92.747平方メートルの建物を建てられる計画でございます。

続きまして、番号2番、申請人、村上市上鍛冶屋__番地、____、土地の表示、上鍛冶屋字諏訪ノ木__番__、地目、台帳、現況とも田、地積532平米、変更区分、農用地区域からの除外、変更目的、住宅建築用地、変更内容、申請者は妻の実家で生活しています。このたび自己住居用の住宅の建築を計画したが、現在の住居地の付近に条件に合致する宅地が得られず、かつほかに代替地もなかったことから当該地に住宅を建築するため計画を変更するものです。申請地は、上鍛冶屋集落に接続する農地で、周辺農地への影響は少ないと思われます。計画ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積79.49平方メートルの住宅を建築される計画でございます。

ページめくって52ページごらんください。番号3番、申請人、東京都千代田区二番町__番地__、____、代表取締役、____、土地の表示、南新保字川原__番__、地目、台帳、現況とも畑外2筆、合計3筆で、面積が1,474平米、変更区分は、農用地区域からの除外、変更目的は店舗敷地の拡張、変更内容といたしましては、申請者は現在申請地の隣地でコンビニエンスストアを営んでいます。現在の店舗が手狭であること、大型車の利用も多く、駐車場が不足していることから店舗敷地を拡張するため計画を変更するものです。申請地は、南新保集落に接続する農地で、周辺農地への影響は少ないと思われます。今回拡張いたしまして、店舗を移転新築1棟、建築面積222.87平米の店舗とあと駐車場といたしまして大型車用4台、普通車用29台分の駐車場を確保する予定でございます。

続きまして、番号4番、申請人、村上市葛籠山__番地、____、土地の表示、葛籠山字南田__番__、地目、台帳、田、現況、雑種地、地積378平米、変更区分、農用地区域からの除外、変更目的は資材置き場、変更の内容、申請者は葛籠山地内で石材加工販売業を営んでいます。このたび経営規模の拡大により資材置き場の増設が必要になったが、既存の資材置き場用地には拡張の余裕がなく、また近隣においても代替地を確保することができないことから当該地を資材置き場とするため計画を変更するものです。申請地は、葛籠山集落に接続する農地で、周辺農地への影響は少ないと思われます。

続きまして、番号5番、申請人、村上市塔下__番地__、____、土地の表示、塔下字大へつり__番__、地目、台帳、田、現況、畑、地積1,084平米、変更区分、農用地区域からの除外、変更目的は杉の植林、変更内容、申請者は72アールの農地を所有しています。当該地は、これまで畑地として利用してきたが、集落から遠隔にあり、杉林に隣接し、鳥獣害の被害も多く、今後とも耕作の予定がないことから杉の植林により土地を有効的に活用するため計画を変更するものです。申請地は、農振農用地区の外縁部にあり、杉林に隣接していることから周辺農地への影響は少ないと思われます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。54ページをごらんください。まず初めに、番号

1 番、地図右側のほうにあるのが村上地区の山辺里集落になります。その西側のほうに村上東中学校があり、今回の申請地は村上東中学校から農道を少し集落寄りに寄ったところ、太く囲まれた場所が今回の申請場所です

続きまして、番号 2 番、地図には荒川地区の下鍛冶屋、上鍛冶屋集落が下段のほうにあります。地図上部のほうには保内小学校があり、今回の申請場所は保内小学校よりも東側、上鍛冶屋集落の北側のところにあります地図中央、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

56 ページ、番号 3 番、地図左側下のほうに国道 113 号線、それに交差する形で県道新潟新発田村上線があります。今回の申請場所は、その 113 号線と県道が交差する付近にありますちょうど太く囲まれた場所、地図中央下段より左側のほうにあります太く囲まれた 3 筆が今回の申請場所です。

続きまして、番号 4 番、地図上段のほうには、村上市神林地区の平林集落、そして下段中央のほうには葛籠山集落があり、今回の申請場所はその平林集落と葛籠山集落の間、葛籠山集会所の脇に当たります三角のところ、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

続きまして 58 ページ、番号 5 番、これは中央に県道山熊田府屋停車場線が走っております。地図上部のほうに行くと塔下集落になります。地図、県道に沿う形で中継川が走っております、今回の申請場所は中央付近、県道脇にある太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、農用地計画の変更に係る現地調査をしていただいておりますので、最初に議案番号 1 番について報告をお願いいたします。

17 番、大野委員。

○17 番（大野 章君） 17 番、大野です。番号 1 番についてご報告いたします。2 月 15 日午前 9 時現地集合により農業委員 4 名、最適化推進委員 3 名、事務局より小川次長とで現地調査を行いました。現地では、小川次長と申請者の _____ さん、それで父親で土地の所有者である _____ さんから説明を受けました。これまでの集落内にあった作業場を当該地に新たに設置するため計画を変更するものです。申請地は、現在パイプハウスや資材などが置かれており、園芸施設として利用されております。集落内の作業場では幾つかの課題もあったということで、この付近に住宅も少なく、交通の便のよい当該地に設置したいということでした。付近の農地や農作物への影響も少ないと思われることから委員全員異議なしと判断しましたので、審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、次に番号 2 番、3 番について報告をお願いします。

2 番、阿部委員。

○2 番（阿部正一君） 2 番、阿部です。それでは、2 件の案件について現地確認を行いましたので、ご報告申し上げます。

2 月 14 日木曜日午前 9 時に荒川支所 1 階予備室において、農業委員 2 名、最適化推進委員 3 名、事務局からは小川次長と荒川支所、平田主任が出席し、まず初めに事務局より申請内容について資

料に基づき説明を受けました。その後、番号2、上鍛冶屋地内の現地に移動し、_____立ち会いのもと申請内容について確認を行いました。申請地は、上鍛冶屋集落に隣接する地目は田ですが、現在は畑地としてネギ等を栽培している農地です。今回の申請は、土地所有者の子供夫婦が住宅を建築するため、農用地区外地域から除外するためのものです。計画を進めるに当たって、農地外等の用地の取得を考えたが、条件に合う用地が得られず、かつほかに代替地もなかったことから当該土地を選定したとのことでした。荒川地区では当該地が上鍛冶屋集落に接続した農地であることから、計画の住宅建築であれば転用許可の見込みがあること、周辺の農地への影響もないと思われることから異議なしと意見でした。

次に、番号3、南新保地区の現地に移動し、_____の土地家屋調査士立ち会いのもと申請内容等について確認を行いました。申請地は、国道113号線と県道新潟新発田村上線が交差する付近である農地です。今回の申請は、隣接に経営されているコンビニエンスストアの敷地を拡張するため農用地区域から除外するものです。申請地は、既存のコンビニエンスストア、大日川と国道113号線に囲まれており、地目は畑ですが、ここ数年耕作された形跡がなく、荒廃が進んでいました。荒川地区では、今回の計画が流通業務施設等に類する施設設置に該当することから転用許可の見込みがあること、当該地が農用地区域の外縁部にあり、周囲の農地の影響もないと思われることから異議なしとの意見でした。

皆さん、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 次に、番号4番について報告をお願いします。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。それでは、4番についてご報告いたします。

今月の15日金曜日午後1時半から別件とあわせまして神林支所に農業委員4名、推進委員4名、事務局から小川次長さん出席し、この案件について事前説明を受けました。そこで、本来であればその後現地確認となるわけですが、私当地区の担当委員としまして午前中に当地を確認してまいりました。今日のようなこのような現地状況であればよかったです。当日は非常に雪に覆われておりまして、その旨確認してきたこと、またその説明について皆様方にご報告させていただいて審議をいただいたわけでありまして、この案件は、昨年11月に一時転用の申請をして、12月5日付で許可となっている案件であります。このたび農振除外の申請となったわけですが、現地は葛籠山集落の集会所も近くにあり、宅地とも道路を隔てて隣接していることなどから農振除外するには異論がなく、参加した委員全員やむを得ないのではなかろうかという意見となりました。また、資材が周囲の土地に散乱しないよう土地の管理を厳重に行い、付近の農地や水路、生活環境へ影響を及ぼさないよう注意しますとの約束も得ておりますので、含みおきいただき審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号5番について報告をお願いします。

16番、菅原委員。

○16番（菅原孝雄君） 16番、菅原です。5番について現地調査に行ってきたので、報告します。

去る2月14日午後2時より山北支所において農地転用現地調査を行いました。地区委員3名、推進委員2名、事務局より小川次長、山北支所より村山係長、7名で行いました。支所で説明を受けてから現地に行き現地を見ました。当該地は、地図で見るように山と山に囲まれた土地で日当たりも悪く、畑にしても水の確保が難しく、隣地も水稻の作付をやめ草が生えている状態でした。事務局の説明どおり隣地との同意もとれているので、地区委員で協議を行った結果、やむを得ないという判断をしました。

皆様の審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第4号については村上市農業委員会の意見はやむを得ない旨通知することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は、やむを得ない旨通知することに決定いたしました。

次に、議案第5号 村上市農業委員会会議規則の一部を改正する規則（案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局長（鈴木美宝君） では、村上市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の案について、こちらのほうにお示ししておりますとおり、第7条第1項中「一般選挙」を「市長が委員と任命した」に改めるというふうに改正案を提出させていただきます。これにつきましては、改正農業委員会法により、委員の選出は一般選挙によらずということになったことを受けて村上市の規則のほうも改正するものです。平成31年2月26日、本日提出で石山会長で提出をさせていただきます。

この内容について、裏面60ページのほうに新旧対照表を載せさせていただきました。こちらも案になりますが、第7条、議席の決定というところで、第7条、議席は、改正前が「一般選挙後最初の会議のときくじで定め、任期中据え置く。」、これを改正後の案としては、「議席は、市長が委員を任命した後最初の会議のときくじで定め、任期中据え置く。」というふうに改正案を提出させていただきます。

一旦ここで規則の改正について5号として提案させていただきます。

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 済みません、2番、阿部です。この規則の改正は、既にもう終わっているこ

とですよ。なぜ今この31年2月のこの定例会に出すんだらうか。この次も同じことなんだらうけれども。そういうことで、なぜ今になって規則を改正するのか理由を教えてくださいと思います。

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。これ本来であれば、平成28年の12月、定数条例とかを改正した際に同じく改正をしておけばよかったものなんですけど、今回次に提案をさせていただきます議案第6号の事務所の規程を改正する案件で今の規則、規程を見直した段階でこれが漏れ落ちていたということで今回提案をさせていただくものです。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。

ほかにはないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようであれば、議案第5号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 村上市農業委員会会議規則の一部を改正する規則（案）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第6号 村上市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程（案）について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長（鈴木美宝君） それでは、続きましてこの村上市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程（案）を出させていただきます。

こちらのほう先ほど申し上げましたとおり、第2条第2項中の表中ということで、表の改正に事務所、今回事務所が移転に係るということでの改正が1つ。

それから、第3条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り上げるといふ、裏面のほうに新旧対照表を載せてございますが、こちらのほうも改正、同じく一緒に改正ということで上げさせていただきました。

附則としまして、この規程は、平成31年4月1日から施行するということで、裏面のほう詳しく見ていただいたほうがわかりやすいかと思っております。新旧対照表、62ページをごらんください。今現在改正前第2条は、事務所の名称の位置は、次に掲げるとおりとするということで、荒川事務所、神林事務所、朝日事務所、山北事務所というふうになっております。これを今回この農業委員会事務局を神林支所内に設置するというので、村上の本庁のほうには村上事務所ということで、村上の支所機能を持たせた事務所を設置することになりますので、事務所の名称の欄の下に村上市農業委員会事務局村上事務所、村上市三之町1番1号ということで1行加えました。その下に荒川事務所、朝日事務所、山北事務所と続きまして、神林事務所を削るということになります。

次、3条の事務分掌につきましては、事務局に次の事務を分掌させる。改正前で20号、農業委員会委員選挙人名簿搭載申請に関する事という先ほどと理由は同じになります。こちらのほう選挙に基づいた選挙人名簿の事務分掌の条文が残っておりましたので、これを削って、以下の文言については1号ずつ繰り上げるということにする案になります。

よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第6号を承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 村上市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程（案）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、議案として皆様方からその他でもし何かあれば。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、こちらの時計で2時45分まで暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時35分～午後2時45分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時20分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成31年2月26日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員